

・ICTの利活用について 3353文字

本年も6月・7月と東京で、世界ICTサミット、またICTカンファレンスが開催され、世界をリードするIT関連の経営者の方々の話を聞くため、たくさんの企業経営者・政策責任者の方が集い、進化続けるICTいわゆる情報通信技術の最新情報を学んでおられました。

近年、急速に進むICTの流れの中で、仕事に使う道具として発展してきたパソコンは、その地位をスマートフォンに取って代われ、その出荷台数においてもスマートフォンが上回るようになりました。今、ICTの世界では、モバイルを制しない限り、ネットの世界を制することはできないと、各企業は、その開発に躍起になっています。そして市場は、海外の新興国の動向如何で、ベンチャー企業にもたくさんの門戸が開かれていると思います。

安倍政権の成長戦略を持続可能していくカギとして、ICTの成長は欠かすことはできません。世界ICTサミットの主催者あいさつで新藤総務大臣は、「例えば、ビッグデータ技術。トンネルなど社会資本にたくさんのセンサーを付けて管理する。農産物にもセンサーを付け、新人の農家の方でも最適な育成管理ができ、最善の収穫時期にもっとも効率的な方法で出荷する。こうしたことを実現するのがICTだ。日本が新しく開発する技術は世界で共有するものでないといけない。世界に恩恵を広げる取り組みも必要になる。それには共通のルールづくりやセキュリティの確保が欠かせない。」と述べられております。ICTを取り巻くこのような環境を背景にし、山口県政におけるICTの利活用について数点に分けてお伺いいたします。

初めにこれまでの議会でも度々、質問をさせていただいております県内の情報インフラの整備等についてお伺いいたします。

山口県内におきまして、インターネットブロードバンド環境の整備は、やまぐち情報スーパーネットワークを核にしてほぼ100%を達成しておりますが、近年の高速・大容量化の流れから取り残された地域があるのも否めない事実であります。電波利用の高度化・多様化は、国の周波数再編アクションプランを受けて、民間の各通信事業者が投資対効果を勘案し、アンテナなどの設備整備を行っております。

しかし、7月28日、山口県及び島根県を中心とした豪雨の影響で、土砂崩れによる携帯電話基地局の伝送路故障や停電を原因とし、山口市阿東、萩市小川及び阿武町において、携帯電話の通信障害が発生しました。山口市阿東及び阿武町の復旧は、1日から2日で復旧したものの萩市小川の復旧には、1週間から10日間程度要しております。ここ数年、固定通信より移動通信の割合が増え、平成24年度情報通信業基本調査によれば、平成23年度は、固定通信38.2%に対し、移動通信は、51.1%と年を追うごとにその差を広げつつあります。都市部では、アンテナの設置数も多く、障害に対するリダンダンシーが高くなっております。それに比べ、中山間地域では、情報インフラのリダンダンシーが低いため、災害時、情報通信手段が途絶する危険が高くなっております。

また、萩市須佐では、地元の高校生が自宅の前を流れる須佐川が氾濫しそうになり、母親と一緒に避難所である中学校に車で避難する際、友人からLINEを使って道路の通行止め情報などを入手し、大変助かったとニュースなどで大きく報道されました。またこのやり取りがLINEを通して、友達などに拡散し、多くの地域住民がいち早く地域の災害情報を知ることができました。有識者などの「専門知」による情報発信から大量かつ多角的に多くの人々による情報の塊「集合知」を利用することで、公助から共助、共助から自助へと発想の転換をさせる事例ではないかと思っております。ここでも情報インフラの整

備に係る問題、課題があると思います。

そこでお尋ねします。超高速ブロードバンド環境や携帯電話のエリア拡大は、災害時の通信のリダンダンシーの確保や迅速な情報伝達に有効と考えますが、県として情報インフラの整備等について、どのように取り組まれるのかお伺いいたします。

学校現場におけるICT教育について2点お伺いいたします。

まず、スマートフォンなどの携帯端末のリテラシー向上についてお伺いいたします。

先ほど申しあげました通り、ここ数年でパソコンの出荷台数をスマートフォンが上回るようになり、情報通信機器の普及が全体的に飽和状態にある中、スマートフォンの世帯保有率が急速に増加しています。総務省の平成24年通信利用動向調査によれば、平成22年度9.7%だった世帯保有率は、平成24年度には、49.5%となりました。インターネット利用端末全体の中で、スマートフォンを利用してインターネットに接続している割合は、31.4%となっています。また個人の世代別インターネット利用率は、13歳から49歳までは90%を超えており、その中でも13歳から29歳までは、97%を超えています。都道府県別の個人におけるインターネット利用率は、大都市にある都道府県を中心に利用率が高くなっており、その中で、スマートフォンの利用率で35%を超えているのは、東京都37.8%、神奈川県38.5%、大阪府36.7%で、ちなみに山口県では、28.4%と全国平均を3ポイント下回っておりますが、毎年、加速度的に普及台数、そして利用率が増加しております。

このように青少年のインターネット利用が、急速に普及・拡大する中、その便益の中に潜む危険性を考慮せず、犯罪被害に巻き込まれるケースがスマートフォンなど携帯端末で増えています。

では何故、携帯端末が増え、自宅にあるパソコンなどでは、減少傾向にあるのでしょうか。一つには、その携帯性にあると思います。自宅にあるパソコンの場合は親の目もあり、違法なサイト・危険性があるサイトへのアクセスは躊躇しますが、親の目を離れ、持ち歩ける携帯端末の場合は気軽に、また興味本位でそのようなサイトへアクセスしているのではないかと思います。

本県の青少年が、スマートフォンなど携帯端末を利用して、犯罪被害に巻き込まれず、安心・安全にインターネットを利用できるリテラシーを身につけてもらうためには、高校生・大学生への教育にとどまらず、低年齢化している犯罪被害も考慮すると小学生・中学生そしてその保護者や教職員へのリテラシー向上の重要性が高まっていると思います。

そこでお尋ねします。県教委では、急速に普及するスマートフォンなど携帯端末のリテラシー向上にどのように取り組まれていかれるのかお伺いします。

次に総合支援学校におけるICT活用教育推進事業についてお伺いします。

今年度、障がいの状態や特性等に応じて効果的なICTを活用した指導方法を確立するために、県内5校の総合支援学校において、タブレット型情報端末を利用した授業が行われております。

これまでも障がいの状態や特性に応じて、様々な教材・教具が開発され、また活用し授業が行われています。例えば、視覚障がいのある生徒については、拡大読書器や白黒反転させた資料を用いて、聴覚障がいのある生徒の発語訓練には、音声分析装置といったように。

先日、下関南総合支援学校で視覚障がいのある生徒へのタブレット端末を利用した授業を視察いたしました。拡大読書器を利用しなければ文章や画像を認識できない生徒、白地に黒文字より黒字に白文字

の方が理解しやすい生徒と視覚障がいの度合いも様々でしたが、障害のない生徒に指導するような内容とスピードで授業は進みました。

また、山口南総合支援学校では、聴覚障がいのある児童への家庭科の授業を視察いたしました。ミシンの操作をあらかじめ先生がタブレット端末に映像として収録し、児童は実際にミシンを操作する際、その操作方法を繰り返し映像で確認しながら学んでおられました。聴覚障がい者がタブレット端末を利用することで理解度を深めておられます。また発語訓練においても、タブレット端末用に開発された発語訓練アプリを利用して指導しておられました。

障がい者へのICTの活用は、マルチメディアダイジェスト、教科書を始め、緒に就いたばかりであります。総合支援学校でのタブレット端末を活用した指導方法が蓄積され、確立されることにより、多くの障がい者の方々の教育意欲を高めると思います。

そこでお尋ねを致します。県教委として、総合支援学校へのICT活用をどのように拡充されようとしておられるのかお伺いします。

・外国人観光客の誘致拡大について 1179字

安倍政権の経済政策「アベノミクス」により、円安基調となり一時落ち込んでいた海外からの観光客が増加傾向にあります。日本政府観光局のデータによると2010年に861万人であった海外からの観光客は2011年には622万人に激減しました。しかし2012年には、836万人まで回復し、本年1月から7月の間は、595.8万人となり、政府目標である訪日外国人観光客、年間1000万人台に到達する可能性が出てきました。

しかし国連世界観光機関の予測によると2020年には、世界全体での観光到着客数は、15.6億人となり、その内25.4%の約4億人が東アジア・太平洋地域が占め、この地域の伸び率が最も高くなると発表しています。

日本政府観光局のデータによると、この地域から訪日した外国人観光客数の推移を見た場合、韓国が最も多く156万人、前年比36.8%増、台湾127万人、前年比49.3%増、中国68万人、前年比28.0%減、そのほかタイ23万人、56.2%増、ベトナム4.7万人、53.1%増と成長する東アジアからのインバウンド市場の勢いを数字の上からも裏付けております。

本県でも外国人観光客の誘致拡大に力を入れておられ、外国人宿泊観光客数倍増事業、広域連携外国人観光客誘致促進事業、(株)おいでませ山口県観光プロジェクト推進事業の施策を着実に推進する中、尖閣列島問題や原発事故の風評被害などで落ち込みを見せていた外国人観光客数も徐々に回復しつつあると聞いております。特にSNSを活用した誘客に力を入れ、日本語だけではなく、韓国のフェイスブックサイト、中国版のツイッターのサイトもオープンさせ、東アジアからの誘客を拡大させるとお聞きしました。例えば、フェイスブックを使って誘客する効用として、拡散効果が挙げられます。投稿した記事は友達に表示され、友達が「いいね！」またはコメントすれば、またその友達の友達に表示されます。単純に友達数が100人として、その1割が「いいね！」やコメントしたとすれば、初期段階で10倍、次の段階で100倍、その次の段階で1000倍と、どんどん増えていきます。

アウンコンサルティングの調査によるとアジア12か国・地域のうちSNS、フェイスブック利用者の人口に対する普及率が高いのは、台湾であった。この地域や近年観光客が増加傾向にある東南アジアに的を絞り、効果的な誘客を考えてみてはいかがでしょうか。

また、県内に在住する外国人留学生の意見を取り入れ、外国の方から見た山口県をフェイスブックなどで発信していただき、生きた情報が拡散させ、日本を観光する外国の方を山口県にも誘客する機会が増えると考えます。

そこでお尋ねします。県は、外国人観光客の誘致拡大を更に推進するため、今後どのように取組まれるのかお伺いします。

・農業用小水力発電の推進について 864字

昨年7月、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入されてから、買取価格が比較的高めに設定されている太陽光発電を初め、様々な再生可能エネルギーの研究・開発が促進されております。

本年の通常国会において小水力発電の導入を促進するため、河川法を改正し農業用水等を利用して発電する従属発電について許可制から登録制とし、年内施行予定となりました。

従属発電は、すでに許可を受けている範囲で取水している農業用水等を利用するもので、新たに減水区間が発生しないため、水利使用手続きの簡素化・円滑化が図られ、水利権取得まで5か月掛かっていた期間も1カ月程度に短縮可能となり、今後の導入促進に大いに期待できるものであります。

また国土交通省では、本年3月より再生可能エネルギーの普及拡大のため、従属発電をはじめ小水力発電のプロジェクト形成の支援をしていくとなっておりますが、今は開店休業状態にあると聞いております。

小水力発電プロジェクト形成支援窓口が用意され、「お近くの地方整備局、事務所にお問い合わせください」と書いてありますが、地域の住民からいきなり地方整備局や国交省の本省に相談することは皆無に等しく、地域に分け入って掘り起こさないと資源が眠ったまま放置され、江戸時代以前から開削してきたであろう水利施設が荒廃してしまう恐れがあります。

山口県では、本年より平成28年度の4年間で計画期間とする新たな「山口県中山間地域づくりビジョン」を策定されました。その中で中山間地域の現状と課題として、農業就業者の減少、高齢化の進行で自給的農家や土地持ち非農家の耕作放棄地が増加傾向にあり、集落営農法人等の農地の受け皿組織の育成が課題であると掲げられております。

中山間地域の活性化のため、農地の受け皿組織である集落営農法人等や地域住民が小水力発電に取り組んでいくことが大切であると考えます。

そこでお尋ね致します。山口県では、国の法改正等を受け、農業用小水力発電をどのように推進されるのかお伺いいたします。

・障がい者雇用について 983字

本年4月より、厚生労働省は障がい者雇用率の見直しを行ない、民間企業において1.8%から0.2%プラスの2.0%に引き上げました。また、今回の雇用率の見直しに伴い、障がい者を1人以上雇用しなければならない民間企業の範囲も従業員56人以上から50人以上に変更されました。

このような改正の動向を受け、県内の民間企業におきましては、平成24年6月現在の障がい者雇用率は2.28%で全国1位、達成企業の割合は、56.4%で全国15位となっています。企業規模別の障がい者雇用率は、1000人以上規模の企業が、3.76%と他の規模の企業を大きく引き離し、県内の雇用率をけん引しています。また、産業別にみると教育・学習支援事業、複合サービス事業、サービス業が3.94%と他の産業に比べ、倍する雇用率となっています。

平成24年度、ハローワークを通じた障がい者の就職件数は、848件、対前年度比8.3%と過去最高を更新しました。障がい種別の就職件数では、知的障がい者が171件、33.6%増と最も伸び率が高く、新規求職申込件数では、精神障がい者が609件、20.4%増と年々、右肩上がりを示しています。

このように障がい者の方々の雇用環境が大きく改善していく中、企業側は、障がい者の雇用について不安を感じているとお聞きします。と言いますのも中小企業の事業所環境は、障がい者の方々が働きやすいように設計されている企業は極めて稀であります。身体障がい者の方が働きやすい環境を作るために多額の出費を伴うことや、適切な雇用管理について、どのように対処すればいいのかわからない等。このような不安を解消するために厚生労働省では、県内に山口障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターを設置し、ジョブコーチ等のスタッフを企業に派遣し、事業主や同僚などに対する職務や職場環境の改善を助言する制度を実施しています。

本年6月には、改正障害者雇用促進法が成立し、平成28年4月1日からは、障がいのある方々が、就職活動で不利な扱いを受けることがないように「障がい者に対する差別の禁止」の条文が、盛り込まれました。

今後ますます、民間企業において障がい者の方々の活躍の場が増えることが期待されますが、県として国と企業の間で障がい者雇用の支援をどう進めていかれるのかお伺いします。

・考古資料の展示について 776字

8月10日から下関市立考古博物館で、「下関ゆかりの考古資料 里帰り展 前期」が開催されました。ふるさと下関初公開の多鈕細文鏡は、日本で初めて梶栗浜遺跡から出土し、弥生時代中期前半の日本と朝鮮半島の人・文物の交流を知る上で、大変貴重な考古資料として、発見された1913(大正2年)当時、遺跡の名前は、全国に知れわたる事となりました。

この度、里帰りした考古資料は、東京国立博物館に所蔵されており、普段は、そのレプリカでしかお目にかかることができない貴重な原史料であります。皆様もご存じのとおり、国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のために土地を発掘する過程で発見した文化財で、かつ、その所有者が判明しない場合には、国庫に所有権が帰属することとなります。

山口県においても柳井市の柳井茶臼山古墳から出土した変形神獣鏡や山口市の赤妻古墳から出土した位至三公鏡をはじめ多くの考古資料が国立博物館の所蔵品となっております。山口県埋蔵文化財センターでは、県内の埋蔵文化財包蔵地、いわゆる遺跡として登録されている約3100か所以上の調査・研究をはじめ、出土品の整理・保管、公開・普及などを行っており、あわせて、県の埋蔵文化財関係機関の中心的役割を担う施設として、また、県民の文化活動の拠点として広く活動しておられます。

他都道府県では、江戸東京博物館をはじめ、島根県立古代出雲歴史博物館や福岡市博物館などで、その地域出土の考古資料を集めた企画展示を積極的に行って、文化財を広く発信することで、観光振興や地域の活性化につなげています。

そこでお尋ねいたします。本県でも、県内出土の考古資料の優品を東京などの国立博物館に行かなくても県内に一堂に集め、広く県民の方々にご覧いただく機会を作ってみてはいかがでしょうか。県教委のご所見をお伺いいたします。

・自転車の交通ルールの周知徹底と自転車道等の整備について 1039字

先日、下関の繁華街の歩道を歩いていたお年寄りの方が、後ろから来た自転車と接触し転倒。幸い大事には至りませんでした。後日、そのお年寄りの方から苦情の電話を頂きました。「歩道を自転車が、我が物顔で走っているが、危なくて困っている」と。

ここ数年、このような自転車と歩行者の事故やトラブルが増えております。交通事故全体が減少傾向にある中で、自転車と歩行者の事故はほとんど減っていません。警察庁によれば、自転車が歩行者にぶつかる事故はここ数年、年間3000件近く発生しており、10年前の約1.5倍にもなっています。

手軽で便利、しかも環境にやさしい乗り物の自転車は、その乗り方次第では、時に人の命を脅かす乗り物にもなり得ます。雨天時、傘を差しての自転車運転、携帯電話を見ながらの自転車運転、そして信号無視など交通ルールを守らない事起きた事故で、自転車の運転者への高額な賠償請求も続出しております。

このような事故を減らすために本年6月には、道路交通法の一部が改正され、自転車が道路右側の路側帯を通行することが禁止となり、また警察官による運転中止命令などブレーキ不良自転車に対する指導の強化が、本年12月13日までに施行されます。そして自転車の悪質運転者に対する講習制度が平成27年6月13日までに施行されることとなりました。また、全国的に自動車と自転車と歩行者の通行を区別するために車道や歩道と縁石や柵などで完全に区切った自転車道、車道左側を線で区切りブルーのカラー舗装をした自転車レーンの整備も進んでいます。

下関市では、JR下関駅周辺から唐戸市場周辺の間、自転車通行可能な歩道や自転車レーンがあり、また、自転車道も整備されつつありますが、その場所を通行する自動車や自転車の運転者、そして歩行者が基本的な交通ルールを理解できていない事は否めません。学校に通う子供たちは、学校等で交通ルールを学ぶ機会がありますが、その他の県民の方々はそのような機会が少ないと思います。先に申し述べたように、今後、改正道路交通法が施行され、自転車の通行方法が変わりますが、このような交通ルールを周知徹底するため、県警としてどのように取り組まれるのか警察本部長の所見をお伺いします。また、自転車や歩行者の事故の軽減のためには、交通ルールの周知徹底だけではなく、道路管理者である国や市町と連携しながら自転車道等を整備していくことも有効であると考えていますが、県の自転車道等の整備に対する考え方をお伺いします。